

である。

②中国縦貫自動車道…本文参照。なお、道路標識では中国自動車道と表示されている。

《一般国道の自動車専用道路》

①神戸淡路鳴門自動車道…道路としては一般国道二八号であり、有料の自動車専用道路。本州四国連絡道路の一つである。

②播但連絡道路…道路としては一般国道三一二号であり、有料の自動車専用道路。当初、県道として整備されたが、昭和五十四・五十五年に一般国道に指定変更された。高規格幹線道路ではなく、それを補完する地域高規格道路に指定されている。

《阪神高速道路》

①阪神高速三号神戸線…本文記載のとおり、道路としては兵庫県道・大阪府道（高速神戸西宮線、高速大阪西宮線）であり、有料の自動車専用道路として整備された都市計画道路である。阪神地区の著しい交通混雑を解消するために首都高速道路と同様に公団方式で整備された。

《その他》

①第二神明道路…道路としては一般国道二号のバイパスで、有料の自動車専用道路である。地域高規格道路に指定されている。

第六節 都市化の進展と災害

昭和三十年代後半から、我が国は高度経済成長時代に入り、大都市周辺だけではなく中小都市でも都市化

が急激に進んだ。社会インフラの整備が追いつかない状態が全国的に発生し、特に治山治水事業は都市開発の速度に比べて遅れた。その大きな原因は土地買収費の高騰であり、公共事業費の増額がそれに追いつかないという問題がつきまとった。

毎年のように梅雨前線や秋雨前線、あるいは台風が同時に襲来し洪水や土砂災害が頻発した。中でも、昭和四十二（一九六七）年七月豪雨は、長崎県佐世保市、広島県呉市、神戸市に甚大な被害をもたらした。三市は、①総雨量三〇〇ミリを超える豪雨であったこと、②市の中心部に向かって背後に急峻な丘陵あるいは山地が迫っていること、③開発された住宅地のそばに溪流や急傾斜地があることなどで共通する。

この災害を機に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が制定され、崖地対策への本格的な取組が始まるなど、都市化に伴う災害対策が進められるようになった。

一 都市化の急激な進行と頻発する風水害等への対応

昭和四十二年から五十四年の間に発生した自然災害について、県がまとめた『兵庫県における災害』では四二件が記載されている。また、このほか、火災一三件もあげられている。ここでは、そのうちのいくつかを取り上げて全体を鳥瞰することとしたい。

〔昭和四十二年七月九日に発生した水害（豪雨災害）〕

七月八日午前九時の天気図によれば、奄美大島西方約五〇〇キロメートルの東シナ海に位置する台風第七号崩れの熱帯低気圧と、四国南方約一〇〇〇キロメートルの台風第八号に挟まれた海域で北に向かう湿舌（舌



写真 88 昭和 42 年 7 月豪雨による宇治川商店街（神戸市）の浸水被害
（神戸新聞社提供）

状に伸びた湿潤な領域）が、四国沖に停滞していた梅雨前線を刺激して、西日本各地に集中豪雨をもたらした。被害は、九州地方北部から中部地方の二四府県に及んだ。死者・行方不明者三六九人、負傷者六一八人に及び、建物被害は、全壊九〇一棟、半壊一三六五棟、床上浸水五万二三五三棟、床下浸水二五万九二棟を数えた。記録された時間最大雨量は、長崎県佐世保市の一二五・一ミリ、一日最大雨量が神戸市の三六一・一ミリであった。

特に背後に山地が控える港町では、大雨による土砂災害が発生し、人的被害を拡大させた。この災害を機に、砂防三法の一つ「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が昭和四十四年に制定された。

兵庫県の被害をみると、最も被害の大きかった神戸市では、全区で被害が発生し、昭和十三年阪神大水害、昭和三十六年水害（六月豪雨）とともに「昭和の三大水害」と言われている。降雨状況は、七月九日八時頃から雨が強まり、まず一六時から一八時の二時間で強い雨が、さらに二〇時から二一時の一時間でも強い雨が降った。後者の二〇時台に災害が発生したと言われている。先の阪神大水害及び昭和三十六年水害以降、神戸市内では国の直轄砂防事業をはじめ一定の対策が取られていた。このため、かつての阪神大水害に比べると、降雨量がそれほど変わらないにもかかわらず、流出土砂量や被災家屋は半減、死者・行方不明者は約七分の一といったように被害は減少したものの、それでも被害はかなり大きかった。



写真 89 昭和 42 年 7 月豪雨による神戸市市ヶ原地区の土砂崩壊 (神戸新聞社提供)

兵庫県内における被害の面的な広がりには、例えば、日本国有鉄道（以下、国鉄）や私鉄の不通箇所などから理解できる。浸水などによる国鉄の不通は、芦屋駅構内、神戸市東灘区御影付近、垂水―西明石間の一八カ所、福知山線宝塚―川西池田間（道床流失）、武田尾―生瀬間、神戸港線の湊川―神戸港間で起こった。私鉄については、京阪神急行電鉄（現阪急電鉄）神戸線の西宮以西、阪神電鉄国道線、甲子園線の全区間、阪神本線の御影以西、山陽電鉄と神戸電鉄の全線で止まった。

この豪雨により、六甲山、特に表六甲で河川氾濫及び土砂災害が集中し、神戸市街地を襲った。市内に向かって鉄砲水が発生し、最大で水深一メートル規模の濁流が襲った。

土砂災害は六甲山系で約二五〇〇カ所も発生したと言われている。例えば、六甲山沿いの神戸市生田区（現中央区）の住宅地を土砂災害が襲い、生き埋め被害を多数引き起こした。この中で最も有名なのが、生田川上流にあたる神戸市葺合区市ヶ原（現中央区葺合町）の世継山大崩落である。長さ一四〇メートル、幅四〇メートルにわたって五二〇〇立方メートルもの土砂が崩壊して市ヶ原地区を襲い、駐在所や避難場所などで生き埋めが発生した。これにより、二一人が死亡し多くの家屋も倒壊した。また、神戸市灘区の青谷川上流の青谷第一ダム付近での崖崩れにより、警官と住民が犠牲となり、東灘区住吉町、長田区明泉寺地区でも大規模な崩落が起こり、犠牲者が発生した。

交通機関に関しては、六甲ケーブル下駅が埋没するなど

六甲山観光六甲ケーブル線に多大な被害が発生し、新湊川の氾濫により神戸電鉄粟生線あおが一部不通となった。この災害により、神戸市（括弧内の数字は兵庫県全体）だけで死者・行方不明者九二（二〇〇）人、住家の全壊・流出三六一（四八六）世帯、半壊三七六（四三六）世帯、床上浸水七七五九（二万二三九）世帯、床下浸水二万九七六二（二万六七〇）世帯に達した。また、県内の総被害額は、一六一億三九八九万円に上った。

県では、九日一七時に災害対策本部を設置し、二〇時には自衛隊への災害派遣要請を行った。神戸、尼崎、西宮、芦屋、宝塚、川西、洲本の各市に災害救助法が適用され、飲料水や被服の支給等の応急救助が行われた。日本赤十字社に対して救護班の派遣を要請するとともに、伝染病予防、被災者に対する県税の減免や徴税猶予の措置が講じられたほか、被災中小企業への緊急融資などの措置も講じられた。

この災害を機に、罹災者に支給する災害援護金や見舞金の財源を安定的に確保するため、昭和四十三年四月に兵庫県災害援護基金条例が制定された。なお、この災害と同じ年、昭和四十二年八月に発生した羽越豪雨災害を契機として、四十八年に議員立法により災害弔慰金の支給等に関する法律が制定された。

また、六甲山系の崩壊山地の復旧工事を促進するため、十月には兵庫県六甲治山事務所、翌年には農林部に治山課が設置され、近隣府県から技術職員の派遣もなされた。この災害がきっかけとなって、昭和四十五年には都市小河川改修事業（現都市基盤河川改修事業）が創設され、表六甲の二級河川のうち規模の小さなものについては、神戸市が施行主体となって改修が進められた。

〔昭和四十六年七月十六、十八日 相生（播州）豪雨〕

連日、夏の強い日射が続く中、西日本、北陸、関東にかけて気圧の谷が入り込んだ。日本列島は「るつぼ



写真 90 昭和46年7月相生市豪雨による崖崩れ(播州新舞子海水浴場) (朝日新聞社提供)

の底」のような状態になり、局地的に激しい上昇気流が発生して、集中豪雨や雷が発生した。特に南光町(現佐用町)の三河、船越付近では強い雷やひょうを伴う豪雨が襲った。また、相生市周辺では、十八日の一三時から一七時までの四時間に一五〇〜二〇〇ミリの強い雨が降った。

崖崩れで、旅館など三軒が土砂に埋まった。海水浴客ら約五十人が生き埋めになり、七人が死亡、四人が行方不明、三十数人の重軽傷者が出た。相生市の高取峠では、山崩れが発生し、国道二五〇号を走行中の貸切りバス一台と乗用車二台が土砂に押し流され、三十数メートル下の畑に転落した。バスの乗客など三人が死亡し、五十数人がケガをした。相生市内では、このほかに山崩れで民家が倒壊し、五人が犠牲となり、市内を流れる矢野川の増水で、福井橋が流失した。国鉄山陽本線は各所で増水と信号機への落雷があり、列車の運休が相次いだ。

県内の被害は、死者二人、負傷者一〇〇人、住家の全壊一六世帯、半壊五六世帯、床上浸水八六九世帯、床下浸水六九九一世帯、被害額は三九億九五七二万円だった。相生市、御津町には災害救助法が適用された。(昭和四十七年九月十六、十七日台風第二〇号)

四国から紀伊半島をめがけて北上してきた台風第二〇号は、十六日一八時三〇分頃に和歌山県潮岬に上陸した。その後、北北東に進み、三重県上野市(現伊賀市)、滋賀県米原町(現米原市)付近を通過して、十七日

三事前に富山湾に進入した。兵庫県では、台風が西日本に接近した十六日昼頃から淡路島で風雨が強まり始め、県南部では一五時頃から、県北部では二二時頃から暴風となった。雨は、終日降り続き、特に台風上陸後の十六日夜から時間雨量二〇〇〜三〇〇ミリの強い雨が数時間にわたり降り続いた。十六日九時からの二四時間雨量は、県南西部では五〇〇ミリ程度だったものの、他の地域は一〇〇〜二〇〇ミリ、豊岡市では一八九ミリに達した。その結果、円山川は警戒水位を越えそこに流れ込む支流が溢水したため、豊岡市や城崎町（現豊岡市）で広範囲にわたって浸水し、城崎町に災害救助法が適用された。

県内の被害は、死者・行方不明者五人、負傷者五人、家屋流出一世帯、半壊一〇世帯、床上浸水三三九世帯、床下浸水三三一二世帯、山・崖崩れ等一五五カ所、河川堤防等被害一三八三カ所、田畑冠水一九六ヘクタール、船舶沈没・流失一一隻などで、その被害額は七八億三四二八万円に達した。

〔昭和四十九年七月四〜七日梅雨前線・台風第八号〕

四日に、山陰沖から梅雨前線が南下し、県北部地方ではこの前線の通過時に雷を伴って強い雨が降った。特に、日高町（現豊岡市）の神鍋高原では一一時三〇分から一三時三〇分までの二時間で一〇〇ミリ以上の大雨となり、畑地が川となってスイカ、キャベツ等が流失した。ついで、六日から七日にかけて、日本付近に停滞していた梅雨前線に、九州西方海上を通過して対馬海峡を北東進した台風第八号により、台風の東側に湿った南からの気流が流れ込んだ。このため、前線活動が活発になり、各地に大雨をもたらした。県南西部と淡路島では二〇〇〜三〇〇ミリの雨が降り、家島町（現姫路市）では六日二時から七日二時までの四時間、間に一九六ミリ、津名郡一宮町（現淡路市）の郡家では七日一時から四時までの三時間に一九〇ミリの記録



写真 91 昭和 49 年梅雨前線・台風第 8 号による浸水被害
(神戸新聞社提供)

的な集中豪雨となった。

これらの地域では、六月末からの連日の降雨で地盤がゆるみ、河川が増水しているところにこの豪雨が襲ったため、大きな水害や土砂災害が発生した。相生市では土砂崩れで一人が犠牲になり、赤穂市では山崩れで三人が亡くなった。淡路島の津名町（現淡路市）と津名郡一宮町では、倒れた家の下敷きになって、五人が死亡した。

県内の被害は、死者一四人、負傷者一三人、住家の全壊七三世帯、半壊一〇〇世帯、一部損壊九〇世帯、床上浸水三〇二八世帯、床下浸水二万三三三四世帯で、被害額は三九六億一七六万円に達した。赤穂市、家島町、新宮町（現たつの市）、上郡町、津名町には災害救助法が適用された。

〔昭和四十九年九月八日～九日台風第一八号・秋雨前線〕

台風第一八号が八日二〇時過ぎ、鹿児島県枕崎市付近に上陸した。その後、急速に衰えながら豊後水道から四国南西部へと進み、九日六時に土佐湾で温帯低気圧に変わった。この低気圧は強い雨を降らせながら、東海から関東地方へと進んで行った。兵庫県では八日昼前から九日朝方にかけて一〇〇ミリ以上の大雨が降り、淡路島では三波にわたる記録的豪雨が発生した。中でも、洲本市では八日九時から九日一〇時まで三・五ミリの雨量を記録した。

そのため、同市では床上浸水約五〇棟、床下浸水一二〇〇棟に達し、土砂崩れで二棟が押しつぶされて、

二人が犠牲になった。洲本市には災害救助法が適用された。西淡町（現南あわじ市）では大日川が増水し、堤防が長さ六〇メートルにわたって決壊した。約二〇ヘクタールの地域が深さ一〜二メートル冠水し、約二〇棟が床下浸水した。この豪雨のために、国鉄西明石駅構内が浸水し、山陽本線のダイヤは終日乱れ、通勤客など四一万人の足に影響が出た。

県内の被害は、死者二人、負傷者五人、住家の全壊三世帯、半壊一世帯、一部損壊一世帯、床上浸水三四九世帯、床下浸水七九五一世帯で、被害額は一五億九二六九万円であった。

〔昭和五十一年九月八〜十三日 台風第一七号〕

台風が九月九日に沖繩の東海上を北上、十日に奄美大島の西をかすめた後、大陸の高気圧が日本海方面に張り出してきたため、鹿児島島の南西海上で一時迷走した。十二日午後から次第に速度を速めて北上し、十三日一時四〇分頃、長崎市付近に上陸した。この間、兵庫県では大雨が降り続き、八日に淡路島南部で二〇〇ミリ、九日には淡路島南部と県南西部沿岸地域で一〇〇ミリ、十日には県南東部を除く全域で二〇〇ミリ以上、県南西部の沿岸地域では三〇〇〜五〇〇ミリという記録的な大雨が降った。十一日には県南西部の梶原付近で二〇〇〜三〇〇ミリ、十二日も引き続き県南西部で一〇〇ミリという大雨が降り続いた。台風が九州に上陸した十三日になって県南西部の大雨は一旦弱まったが、午後になって県中部で五〇〜一〇〇ミリの豪雨が降った。この期間の総降水量は、県中部と南西部で五〇〇ミリ以上、家島では一〇〇〇ミリ以上という記録的な量に達し、大きな災害が発生した。

この災害で特記すべきことは、宍粟郡一宮町（現宍粟市）に位置する福知地すべりが九月十三日に発生し

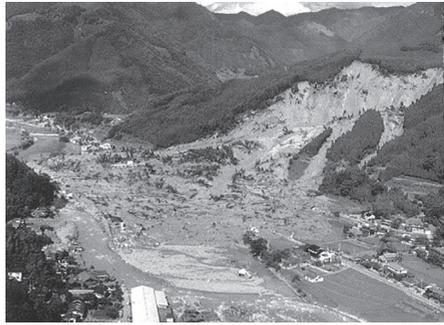


写真 92 昭和 51 年台風第 17 号による六粟郡一宮町福知地区地すべり

たことである。発生前には台風第一七号により累積雨量は五五〇ミリに達していた。地すべり発生前の地形図を見ると、北西に開いた谷地形を形成しており、度重なる地すべりによる典型的な地形であった。当地付近に「抜け山」という地名が付けられていることから、斜面変動の履歴があったらしいことがわかる。

地すべり発生当日の六時頃には、小規模の崩壊が発生し、七時二〇分頃から地すべり脚部の北西部で小規模の崩壊が始まった。九時二〇分頃からは一気にすべりの範囲を拡大させ、大崩壊へと移行した。地すべり土塊は約一〇分間で、六〇〇メートルの距離を移動したとみられる。これにより全壊四六棟、半壊一棟、一部損壊四棟、床上浸水二棟、床下浸水三九棟の被害が生じた。

地すべりが起こった地区では避難が順調に進み、二次災害を未然に防げた。その原因は、①山体の変動、特に鳴動や樹木の動きなどを住民が敏感に察知し、敏速に反応したこと、②学校の放送施設など連絡手段が使用できたこと、③住民が避難勧告に対して敏速に避難したこと、④地区共同体として①から③の意識がこの地区には強くあり、それがプラス側に働いたこと、⑤地すべりは鳴動があつてから本格的な泥流まで二〇分ほどの時間があつたこと、⑥発生時刻が日中であり、降雨も少なく、視界も良くて避難しやすかつたことが挙げられる。

県内の被害状況は、死者一六人、行方不明者三人、負傷者四一人、住家の全壊一二四戸、半壊二五二戸、

一部破損七三戸、床上浸水一万七〇四二戸、床下浸水五万七四一二戸のほか、山・崖崩れ七六九カ所、堤防決壊一八四カ所、橋梁流失七三カ所、道路損壊二九二カ所、鉄軌道被害九カ所、通信施設被害一回線、水田流失・埋没八五九ヘクタール、水田冠水三四六三ヘクタール、畑流失・埋没一二ヘクタール、畑冠水二七五一ヘクタールなどで、被害額は、土木関係六四一億一三四万円、農林関係四一〇億七五九二万円、港湾関係一〇億四七五五万円、文教施設一一億八四一四万円、商工関係一二一億六八六九万円、その他五三億三三一二万円、総計一二四九億二二六六万円に達した。

県では十日正午に災害対策本部を設置し、自衛隊への災害派遣要請も行われた。姫路市をはじめ播磨、但馬地域の六市一五町に災害救助法が適用され、関係市町とともに応急救助、災害援護活動が展開された。

〔昭和五十四年九月三十日～十月一日秋雨前線・台風第一六号〕

大型で非常に強い台風第一六号が、本州南岸に停滞する秋雨前線を刺激しながら、沖縄の東海上をゆっくりと北上してきた。台風は三十日に九州から四国の南海上に達し、一八時三〇分頃に高知県室戸市付近に上陸した。台風はその後ほとんど衰えることなく、紀伊水道を通過して二三時頃に大阪市付近に再上陸し、夜半過ぎに琵琶湖を通過して中部地方へと進んで行った。

台風が紀伊水道に入って淡路島の南海上にきた二〇時三〇分に洲本で最大瞬間風速四一・一メートルを観測した。雨もこの頃が最も強く、南淡町（現南あわじ市）で時間雨量一一〇ミリを観測し、この方面では強雨と高潮が重なり大きな水害をもたらした。

県内の被害状況は、死者一人、負傷者七人、住家の全壊三棟、半壊一八棟、一部破損一九六棟、床上浸水



写真 93 昭和 54 年秋雨前線・
台風第 20 号による河
川氾濫
(神戸新聞社提供)

一八二棟、床下浸水八一〇一棟のほか、非住家被害七八棟、山・崖崩れ三八カ所、堤防決壊二五カ所、道路損壊二三カ所、畑流失・埋没一二ヘクタール、田畑冠水二万五三四七ヘクタール、船舶被害二隻などであった。被害額は、土木関係一〇二億三三〇八万円、農林関係一八三億三〇八〇万円、その他五一億三三八万円で、総計三三六億六七二六万円に達した。洲本市のほか、五色町（現洲本市）と西淡町に災害救助法が適用された。

〔昭和五十四年十月十八・十九日 秋雨前線・台風第二〇号〕

観測史上で最低気圧の八七〇ヘクトパスカルを記録した台風は、十月十八日には沖縄の東海上を北上した。淡路島ではこの頃から一〇メートル以上の東風が吹き始め、日降水量も一〇〇ミリを超える所が多くなった。台風は四国沖には一時間に二〇ミリ程度の強い雨が降り、日降水量も一〇〇ミリを超える所が多くなった。台風は四国沖に接近するにつれて加速し、四国沖の前線が日本海側へ北上したため、強雨域の中心は次第に県北部に移っていった。

台風は一九日九時四〇分頃に和歌山県白浜付近へ上陸した。台風が紀伊半島に上陸する頃に淡路島でも再び雨が強くなり、県北部と淡路島を中心に被害が発生し始めた。その後、台風は加速して中部・東海地方を通り、一九日一九時には青森県八戸市南東海上に抜けた。

県内の被害状況は、負傷者六人、住家の半壊一九棟、一部損



写真 94 有馬（満月城）大火
（朝日新聞社提供）

壊二九棟、床上浸水二六三棟、床下浸水一四六棟のほか、山・崖崩れ二〇カ所、道路損壊四カ所、田畑流失・冠水一〇ヘクタールなどであった。被害額は、土木関係五一億五六三万円、農林関係二八億八五二七万円、その他四億四三三八万円などで、総計八四億八五三万円だった。なお、県内の公立幼稚園、小中高校一五四〇が休校園した。

〔昭和四十三年十一月二日有馬（満月城）大火〕

この時期、『兵庫県における災害』に掲載されている火災一三件のうち、実に一〇件は、昭和四十五年以前に発生し、中でも多くの犠牲者が出たのが、有馬温泉の旅館、池之坊満月城の大火である。池之坊満月城は、何度も増築を重ね、複雑な構造になっていったうえ、自動火災報知器が一部にしか設置されておらず、避難設備の不備などについて消防署から指導を受けていたが、改善されていなかった。二日の三時頃に別館の建物から出火、瞬く間に本館へと延焼し、五時四五分に鎮火した。この間に、三〇人の宿泊客と従業員一人が犠牲となり、重傷者四四人、六五五〇平方メートルの建物が焼損した。この火災を機に、国において「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会」が設立された。

二 都市化に伴う災害対策の開始

地震調査研
究等の実施

第二次世界大戦後、我が国では、昭和二十一年の南海地震を教訓に災害救助法が制定されるなど、災害対策の総合化、体系化の動きが見られるようになった。昭和三十四年の伊勢湾台

第三章 過密過疎と均衡ある県土基盤の整備

表 29 兵庫県が実施した震災対策調査研究事項

実施年度	調査研究項目
昭和47	地盤調査
48	地震に伴う火災の発生予想
49	津波による被害予測
50	モデル地震と木造家屋倒壊率予測
51	被害地震の予測
52	地盤に対する地震の影響調査
53	過去の基礎調査のまとめと今後の課題
54	県下における地震災害の潜在的危険度及び震災に伴う火災発生と避難地について
55	県下における活断層の概要及び水道管の震害予測
56	建築物の耐震性点検、六甲山周辺の活断層及び活断層分布と無関係に多発している小規模地震群
57	被害想定 の 総合化とデータ整備に関する基礎的調査
59	兵庫県南西部地震に対するアンケート調査
60	兵庫県下に影響を及ぼしたと推定される主要地震について

(「兵庫県地域防災計画(震災対策計画編)」昭和62年7月修正を参照して作成)

風で甚大な被害が生じたのを機に、災害対策基本法が制定され、現在に至る防災体制の骨格が形成された。これに基づき、県においても昭和三十八年に兵庫県地域防災計画が作成され、防災対策の推進が図られた。先述の度重なる風水害に対しては、河川改修や治山、砂防工事、急傾斜地対策などが進められた。これらの動向については、第三章第四節一「風水害に対する基盤整備」に記述されている。

また、昭和四十五年に国の地震予知連絡会が阪神間を特定観測地域に指定するなど、全国的に地震観測体制等の強化が図られるようになった。

高度経済成長に伴う都市化現象が、地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にあることを踏まえ、県では、昭和四十七年度から六十年にかけて、地震による被害と対策を科学的に調査研究する取組が進められた。その概要は上表のとおりであり、内容に応じて県地域防災計画などへの反映が図られた。

さらに神戸市においても、昭和四十七年に地震対策委託調査を行っており、その結果は「神戸と地震」

(笠間太郎、岸本兆方、神戸市総務局・土木局) という

冊子にまとめられた。これらの中で、都市直下地震等の可能性にも言及されている。

なお、この時期には、昭和五十一年に日本地震学会で東海地震発生可能性の研究発表があり、五十三年になって東海地震の予知を前提とした大規模地震対策特別措置法が制定されるなどの動きもみられた。

防災体制の 漸新的整備

こうした調査研究とあわせて、防災体制の強化に向けた動きもみられる。

消防防災ヘリコプターは昭和四十一年に東京消防庁航空隊が創設されて以来、政令指定都市の消防本部で導入の動きが広がった。神戸市においても、昭和四十五年（基地は川崎重工明石工場）、増機・組織改編などを経て、五十六年に二機運用、常時一機稼働体制を確立した。一方、県は昭和五十五年七月に防災ヘリコプターを配備

し、兵庫県警察航空隊に委託して運航を開始し、より機動的な消防活動や救急活動が展開されるようになった。

高度経済成長下での都市化の進展に伴い、ビル火災や石油化学工場の爆発事故など県民生活を取り巻く危険性も指摘されるようになった。昭和四十五年の天六ガス爆発事故、四十七年の千日デパート火災、五十一年の酒田大火など、全国的に大きな事故や火災も相次いで発生した。このため、防災建築街区の造成、災害危険住宅等の移転対策、地下街、高層建築物の防災診断、防災改修計画の策定等、防災構造化の取組が進められるようになった。

この時期には、高度成長期に多数立地するようになった石油コンビナート



写真 95 神戸市消防航空隊1号機
(神戸市提供)

の安全対策も大きくクローズアップされた。昭和四十九年十二月三菱石油水島製油所で重油タンクに亀裂が生じ、四万五〇〇〇キロリットルの重油が流出した。原因究明の結果、石油タンクの油の重みで不等沈下したことがわかった。こうした新事実にも照らし、全国の石油タンクを点検した結果、既に不等沈下の著しいもの一〇九基に異常があり、急遽、対策が進められることになった。この石油流出による漁業関係者への補償は二〇〇億円を越し、かつ海洋汚染の影響が完全に消滅するには長い年月を要した。

こうした大規模事故を教訓に、国は昭和五十年に石油コンビナート等災害防止法を制定した。同法第三条の定めにより、石油コンビナート等特別防災区域における災害の予防及び拡大防止、ならびに被害の軽減を図るため、災害予防対策計画及び災害応急対策計画等を定め、特定事業所、国、県、市町等防災関係機関の業務を明確にするとともに、これらの防災関係機関等が一体となった防災体制の確立を図ることになった。昭和五十一年に兵庫県石油コンビナート等防災本部条例及び運営要綱が制定され、同年に同本部において「兵庫県石油コンビナート等防災計画」が作成された。この計画は、①石油コンビナート等災害防止法第三条及び第三二条の定めにより、兵庫県の地域のうち、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令により定められた、兵庫県内の瀬戸内海沿岸の都市部に所在する特別防災区域を対象として作成する、②特別防災区域に係る災害に関して、防災関係機関等の役割と責任を明らかにするとともに、実施すべき事務等についての基本的な指針を示すものである。また、計画が果たすべき役割として、①防災関係機関等において、この計画の推進のための細目等の立案、作成及び実施に当たつての指針となること、②関係団体や県民において、防災意識の高揚及び自発的な防災活動への参加の際の参考となることが挙げられる。計画は必要

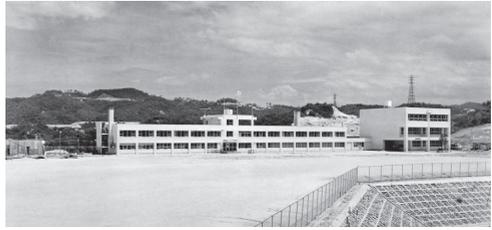


写真 96 兵庫県消防学校

に応じて見直し、修正を加えるとともに、その推進に当たっては、災害対策基本法第四〇条の定めにより作成する兵庫県地域防災計画との調整を図ることとされている。

このほか、この時期の消防防災に関する主な動きとして、昭和四十六年には兵庫県消防学校が神戸市兵庫区山田町（分区により現在は北区）に移転整備された。また、同年、建築物に関する災害を防止するため、高潮、出水、地すべり等の崩壊による危険の著しい地域を指定するとともに、そこでの建築制限などを定める「兵庫県災害危険区域に関する条例」が制定された。

急速な都市化の進展によって増大する災害のリスクを前に、県民生活の安全を確保するための取組が進められたのが、この時期の大まかな特徴であるといえよう。